

# 滋賀県相談支援専門員協会 2020年度 総会

2020(令和2)年8月2日(日)13:00~  
オンライン

代表挨拶

第1号議案          2019年度 事業報告

第2号議案          2019年度 会計報告

第3号議案          2020年度 事業計画(案)

第4号議案          2020年度 予算(案)

第5号議案          滋賀県相談支援専門員協会 会則について

## 第1号議案

### 2019年度 事業報告

① 役員会

2019年5月15日 18:00~

② 協力

日本相談支援専門員協会 実施

「避難行動要支援者に対する個別計画作成における計画相談支援事業者等の協力に関する調査・研究事業」

③ 総会・基調講演

2019年8月25日 14:00~

「本人を中心に考えるということ」

大津市立やまびこ総合支援センター4階大会議室

玉木幸則氏(日本相談支援専門員協会顧問・NHK Eテレ「バリバラ」コメンテーター)

④ 寄付

台風15号・19号被害についての支援金

寄付金額 22,000円

⑤ 協力(新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止)

2020年3月2日 13:30~

介護支援専門員と相談支援専門員との連携研修

⑥ その他

ホームページの開設

メーリングリストの作成

名簿管理

会計管理

研修会の企画、進行、受付

## 第2号議案

### 2019会計報告

#### 収入の部

名目	金額	内訳
前期繰越金	172,556	
会員会費	72,000	36人
寄付(台風支援金)	22,000	
寄付	9,000	
合計	275,556	

支出の部

名目	金額	内訳
郵送費	8,680	切手 はがき
講師謝礼・交通費	50,000	
寄付(台風支援金)	22,000	日本相談支援専門員協会へ
振込手数料	146	
次期繰越金	194,730	
合計	275,556	

第3号議案

2020 事業計画案

① 役員会

令和2年6月13日 15:00~

② 役員会

令和2年8月25日 12:30~

③ 総会・基調講演

「コロナ禍に相談支援専門員は何ができるのか？」

オンライン

加藤恵氏(半田市障害者相談支援センター センター長)

④ 情報交流会

未定

⑤ 研修会

未定

第4号議案

2020 年度 予算

収入の部

名目	金額	内訳
前期繰越金	194,730	
会員会費	155,500	2000円×20人 3500円×33人
研修参加費	20,000	
合計	370,230	

支出の部

名目	金額	内訳
郵送費	10,000	切手 はがき
講師謝礼・交通費	100,000	
事務用品	10,000	
研修会開催費用	30,000	会場費
日本相談支援専門員協会会費	66,000	33人分
次期繰越金	154,230	
合計	370,230	

第5号議案

滋賀県障害者相談支援専門員協会 会則変更

変更前	変更後
<p>第4条 この協会の会員は次の二種とする</p> <p>(1) 正会員 この協会の目的に賛同する相談支援専門員の資格を有する個人</p> <p>(2) 賛助会員 この協会の目的に賛同いただく個人および団体、事業所</p>	<p>第4条 この協会の会員は次の四種とする。</p> <p>(1) 正会員 A この協会の目的に賛同する相談支援専門員の資格を有する個人で日本相談支援専門員協会(NSK)にも入会を希望するもの</p> <p>(2) 正会員 B この協会の目的に賛同する相談支援専門員の資格を有する個人</p> <p>(3) 賛助会員 A この協会の目的に賛同いただく個人および団体、事業所で、日本相談支援専門員協会(NSK)にも入会を希望するもの</p> <p>(4) 賛助会員 B この協会の目的に賛同いただく個人および団体、事業所</p>
<p>第5条 この協会の会員に登録する者は別に定める入会申込書を代表者に提出し、会費の納入があった時点で承認するものとする</p> <p>2. 会費は正会員年額2000円、賛助会員年額2000円とし、原則年度当初に納入することとする</p>	<p>第5条 この協会の会員に登録する者は別に定める入会申込書を代表者に提出し、会費の納入があった時点で承認するものとする</p> <p>2. 会費は正会員 A 年額 3500円、正会員 B 年額 2,000 円、賛助会員 A 年額 3500円、賛助会員 B 年額 2,000 円とし、原則年度当初に納入することとする</p>

<p>第15条 総会は会則に規定するものの他、役員が総会に不議すべき事項として議決したことを議決する</p> <p>2. 総会は過半数の出席及び委任状をもって成立とする。</p> <p>3. 役員会は次の事項を議決する</p> <p>(1) 事業計画および予算書</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) その他運営に関して必要な事項</p>	<p>第15条 総会は会則に規定するものの他、役員が総会に不議すべき事項として議決したことを議決する</p> <p>2. 総会は過半数の出席、委任状、電磁的方法等で評決の意思表示をもって成立とする。</p> <p>3. 役員会は次の事項を議決する</p> <p>(1) 事業計画および予算書</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項</p> <p>(3) その他運営に関して必要な事項</p>
---	---

会則の変更は2021(令和3)年4月1日から施行

総会を欠席される方へ(お願い)

欠席される方は、委任状を記入し、協会役員に郵送等で8/1(土)17:00必着でお渡しください。書面評決される方は、下記のアドレスを、ctrlキーを押しながらクリックするか、もしくはQRコードを読み取って書面評決書リンクしていただき、ご記入ください。

すでにお出しいただいている方であっても、書面評決を再度提出していただくのは、構いません。その際、以前出された、委任状は無効になります。また、委任状と書面評決両方を出された場合は、書面評決を有効とし、委任状は無効とします。

総会へのご協力お願いいたします。

書面評決書はこちらをクリックかもしくはQRコードを読み取ってください。

<https://forms.gle/Yx3RXA42qvcE6gXi6>



# 委任状

令和 年 月 日

滋賀県相談支援専門員協会 代表 木村和弘 殿

私は、令和2年8月2日に開催される、滋賀県相談支援専門員協会の総会において \_\_\_\_\_ さんを代理人とし、議決の一切を委任します。

委任者

住所

氏名

印

(自署の場合は印鑑不要。)